



山形県公報

平成24年4月6日(金)
第2332号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……491
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……492
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……493
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……494
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……496
- 同……………(同) ……497
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……498

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……501

## 告 示

### 山形県告示第402号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|-----------------------|--------------------------|-----------------|------------|
| もときデイサービス             | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 山形市元木二丁目9番39号   | 平成24. 3. 1 |
| デイサービスセンターわらう<br>つるかめ | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 天童市北久野本一丁目2番30号 | 同 3. 5     |
| ショートステイお宿つるかめ         | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 天童市北久野本一丁目2番30号 | 同          |

**山形県告示第403号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 合同会社ケアステーション           | ケアステーションほほえみ<br>新庄市中道町9番地4 | 通 所 介 護 | 平成24. 3. 29 |

**山形県告示第404号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|----------------------------|----------|-------------|
| 合同会社ケアステーション             | ケアステーションほほえみ<br>新庄市中道町9番地4 | 介護予防通所介護 | 平成24. 3. 29 |

**山形県告示第405号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社アライブ               | ヘルパーセンター コーデ・E<br>鶴岡市苗津町3番3号 | 訪 問 介 護 | 平成24. 3. 14 |

**山形県告示第406号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社アライブ                 | ヘルパーセンター コーデ・E<br>鶴岡市苗津町3番3号 | 介護予防訪問介護 | 平成24. 3. 14 |

**山形県告示第407号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名   | 事業所の名称及び所在地                                            | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社エミネンス            | 訪問介護事業所エミネンス<br>鶴岡市羽黒町川代字八森238番地                       | 訪問介護     | 平成24. 1. 31 |
| 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI | 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI<br>ドレミファさかた福祉施設いろは<br>酒田市上本町7番24号 | 訪問介護     | 平成24. 3. 21 |
| 社会福祉法人羽黒百寿会          | 指定訪問入浴介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3                 | 訪問入浴介護   | 平成24. 3. 31 |
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサシ鶴岡店<br>鶴岡市中野京田字上大坪5番1                        | 特定福祉用具販売 | 平成24. 3. 30 |
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサシ酒田店<br>酒田市泉町1-2                              | 特定福祉用具販売 | 同           |
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサシ遊佐店<br>飽海郡遊佐町小原田沼田17-1                       | 特定福祉用具販売 | 同           |
| 庄内まちづくり協同組合 虹        | 療養通所介護 ゆい<br>鶴岡市日枝字海老島36番4号                            | 通所介護     | 平成24. 4. 1  |

## 山形県告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                            | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 有限会社山王フジックス          | 山王フジックスヘルパーステーション<br>鶴岡市山王町14番23号                      | 介護予防訪問介護     | 平成24. 3. 13 |
| 医療法人健友会              | 本間病院ヘルパーステーション<br>酒田市中町三丁目3番18号                        | 介護予防訪問介護     | 同           |
| 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI | 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI<br>ドレミファさかた福祉施設いろは<br>酒田市上本町7番24号 | 介護予防訪問介護     | 平成24. 3. 21 |
| 社会福祉法人羽黒百寿会          | 指定訪問入浴介護事業所かみじ荘<br>鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の3                 | 介護予防訪問入浴介護   | 平成24. 3. 13 |
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサシ鶴岡店<br>鶴岡市中野京田字上大坪5番1                        | 特定介護予防福祉用具販売 | 平成24. 3. 30 |
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサシ酒田店<br>酒田市泉町1-2                              | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサシ遊佐店<br>飽海郡遊佐町小原田沼田17-1                       | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |

## 山形県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
西郷土地改良区

- 2 事務所の所在地  
鶴岡市下川字前田元15番地
- 3 認可年月日  
平成24年3月27日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第410号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年4月6日から同月20日まで縦覧に供する。  
 平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 天童市大字小関字堅田前1559番から<br>同 1229番1まで | 旧    | 34.8メートル<br>}<br>34.2 | メートル<br>176 |
| 同 上                              | 新    | 34.2メートル<br>}<br>32.0 | 同 上         |

**山形県告示第411号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。  
 平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年10月20日から平成24年3月9日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザー測量）

**山形県告示第412号**

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。  
 なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。  
 平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項

の表水域施設Aの項中 「17,610」 を 「16,960」 に、

|        |     |       |       |   |
|--------|-----|-------|-------|---|
| 古湊投下泊地 | 5-1 | 6,000 | -10.0 | を |
|--------|-----|-------|-------|---|

|            |     |       |       |         |
|------------|-----|-------|-------|---------|
| 入船町-2.0m泊地 | -37 | 1,136 | -2.0  | に改め、同表外 |
| 古湊投下泊地     | 5-1 | 6,000 | -10.0 |         |

郭施設Bの項中 852.77 を 951.94 に、 1,155.65 を

1,205.65 に、 18.9 を 11 に、

|            |     |      |  |   |
|------------|-----|------|--|---|
| 入船町物揚場取付護岸 | -17 | 20   |  | を |
| 水産第2岸壁取付護岸 | -18 | 88.8 |  |   |

|            |     |      |  |    |
|------------|-----|------|--|----|
| 水産第2岸壁取付護岸 | -18 | 88.8 |  | に、 |
|------------|-----|------|--|----|

|             |     |       |  |   |
|-------------|-----|-------|--|---|
| 宮海第2号岸壁取付護岸 | -43 | 29.74 |  | を |
|-------------|-----|-------|--|---|

|             |     |       |  |         |
|-------------|-----|-------|--|---------|
| 宮海第2号岸壁取付護岸 | -43 | 29.74 |  | に改め、同表係 |
| 入船町物揚場取付護岸  | -44 | 5     |  |         |

留施設Cの項中 552 を 526 に、 入船町-2.0m物揚場 を

入船町-2.0m物揚場(A) に、

|          |     |      |      |   |
|----------|-----|------|------|---|
| 家岸物揚場(B) | -19 | 45.6 | -2.0 | を |
|----------|-----|------|------|---|

|                |     |      |      |         |
|----------------|-----|------|------|---------|
| 家岸物揚場(B)       | -19 | 45.6 | -2.0 | に改め、同表臨 |
| 入船町-2.0m物揚場(B) | -21 | 26   | -2.0 |         |

港交通施設Dの項中 6.0×491.1 を 6.0×446.1 に改め、同表荷さばき施設Fの項中

|          |     |       |  |   |
|----------|-----|-------|--|---|
| 山居町荷さばき地 | -18 | 1,100 |  | を |
|----------|-----|-------|--|---|

|   |            |     |       |         |
|---|------------|-----|-------|---------|
| 「 | 山居町荷さばき地   | -18 | 1,100 | に、      |
|   | 入船町荷さばき地   | -19 | 292   |         |
| 「 | 高砂ふ頭西上屋    | -7  | 3,033 | を       |
|   | 古湊ふ頭仮設第1上屋 | -8  | 600   |         |
|   | 古湊ふ頭仮設第2上屋 | -9  | 571   |         |
| 「 | 高砂ふ頭西上屋    | -7  | 3,033 | に改め、同表保 |

管施設Hの項中 「28,947」 を 「30,118」 に改める。

**山形県告示第413号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後 | 変更年月日      |
|----------------------|-------|------------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同 左   | 平成24. 4. 1 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同 左   |            |
| 東京都新宿区新宿二丁目1番2号      | 同 左   |            |
| 東京都豊島区西池袋五丁目1番6号     | 同 左   |            |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 | 同 左   |            |
| 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号  | 同 左   |            |
| 島根県松江市中原町6番地         | 同 左   |            |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13   | 同 左   |            |
| 長崎県長崎市万才町6番33号       | 同 左   |            |

|                  |                    |   |
|------------------|--------------------|---|
| 宮崎県宮崎市川原町5番10号   | 同                  | 左 |
| 鹿児島県鹿児島市中央町9番10号 | 同                  | 左 |
| 沖縄県浦添市字城間3019番地  | 同                  | 左 |
|                  | 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 |   |

**山形県告示第414号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前              | 変 更 後                 | 変更年月日      |
|--------------------|-----------------------|------------|
| 東京都新宿区百人町二丁目16番15号 | 同 左                   | 平成24. 4. 1 |
|                    | 宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号    |            |
|                    | 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作16番141号 |            |

**山形県告示第415号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成23年11月8日 指令村総建第5014号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字霊堂399番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 田宮栄佐美  
上山市藤吾字原1470番地3  
社会福祉法人敬愛信の会

**山形県告示第416号**

次の開発行為は、完了した。

平成24年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成24年1月25日 指令村総建第5024号

2 開発区域に含まれる地域の名称

第2-1工区

寒河江市大字米沢字山田1156番の一部、1177番の一部、1196番3の一部、1197番12の一部、1197番13の一部、大字柴橋字山田366番1の一部、369番1、370番1、395番、3291番1の一部、3294番の一部、3432番の一部、3437番の一部、3448番、3452番、3457番の一部、3330番1の一部、3331番2の一部、3332番1、3332番2の一部、3474番の一部、3497番の一部、3498番、3499番の一部、3502番、3505番、3506番、395番先

第2-3工区

寒河江市大字柴橋字山田366番1の一部、3291番1の一部、3331番2の一部、3332番2の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市土地開発公社

山形県告示第417号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月6日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |         |              |   |   |
|---|---------|--------------|---|---|
| 〃 | 西友仙台泉支店 | 仙台市泉区桂一丁目1番1 | 〃 | 〃 |
|---|---------|--------------|---|---|

を

|   |         |              |   |   |
|---|---------|--------------|---|---|
| 〃 | 西友仙台泉支店 | 仙台市泉区桂一丁目1番1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | わたしの支店  | 鶴岡市本町一丁目9番7号 | 〃 | 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年4月6日

山形県知事 吉村美栄子



1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地             | 規 格                                                  | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 敷         | 摘 要         |                                    |                                    |
|----------------|-------------------|------------------------------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                |                   |                                                      |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営小出アパ<br>ート2号 | 長井市台町3-<br>2      | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>58.0<br>平方メートル | 1          | 一般用 | 14,200<br>円             | 16,400<br>円                        | 18,700<br>円                        | 21,100<br>円                        | 24,100<br>円 | 27,800<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 小国アパ<br>ート2号 | 小国町大字兵庫<br>館3-3-8 | 同                                                    | 2          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    |                                    |
| 同              | 同                 | 同                                                    | 2          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    | 单身可                                |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成24年4月16日から同月20日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年4月20日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成24年5月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月6日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営課 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成24年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社東武山形営業所 山形県山形市東原町2-151
- 5 落札金額 61,950,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年1月27日

平成24年4月6日印刷  
平成24年4月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056